

「令和 7 年度 時間外労働の上限規制に関する説明会」

【岩手労働局労働基準部監督課】



平素より労働基準行政の運営につきましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者がそれぞれの事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等がますます重要となっております。

時間外労働の上限規制については、平成 31 年度から順次労働基準法の施行が行われ、適用が猶予されている建設の事業や自動車運転の業務に対しても、令和 6 年 4 月から適用が開始され、全ての改正施行が完了しました。

改めて、労働基準法の改正に対応した時間外労働・休日労働に関する協定の届出や年次有給休暇の時季指定など改正内容をご理解いただき、適切な労務管理を図っていただく必要があります。

今般、労務管理担当者等を対象に、時間外労働の上限規制を中心とした働き方改革に関する説明会を開催いたしますので、お忙しい折とは存じますが、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

〔2025 年 10 月 14 日時点の状況〕

【時間外労働の上限規制に関する説明会（対象：中小企業）】（会場開催）

監督署	開催日	時間	会場	受付
盛岡	11 月 4 日（火）	14:00 ~ 16:00	キオクシア アイーナ （いわて県民情報交流センター）会議室 501 （盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 7-1）	受付可
釜石	11 月 5 日（水）	14:00 ~ 16:00	釜石・大槌地域産業育成センター 大＋中会議室 （釜石市平田第 3 地割 75-1）	受付可
宮古	11 月 6 日（木）	14:00 ~ 16:00	陸中ビル 3 階会議室 大ホールステージ側 （宮古市宮町 1 丁目 3-5）	受付可
二戸	11 月 6 日（木）	14:00 ~ 16:00	二戸市シビックセンター 中ホール （二戸市石切所荷渡 6-2）	受付可
花巻	12 月 2 日（火）	14:00 ~ 16:00	株式会社岩手日報社一関支社 2 階会議室 （一関市大手町 3-40 岩手日報一関ビル）	準備中
一関	12 月 5 日（金）	14:00 ~ 16:00	花巻市文化会館 第 1・第 2 会議室 （花巻市若葉町 3 丁目 16-22）	準備中
大船渡	2 月	14:00 ~ 16:00	調整中	調整中

【時間外労働の上限規制に関する説明会】（オンライン開催：Microsoft Teams）

対象種別		開催日	時間	備考
中小企業	第 1 回	11月10日（月）	14：00～16：00	受付可
	第 2 回	12月3日（水）	14：00～16：00	準備中

対象種別の中小企業については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された業種・業務（建設業、自動車運転者）についての説明を行いませんので、別途オンラインで開催する説明会をご利用願います。

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制の適用が開始された業種等への説明会

【建設業における時間外労働の上限規制に関する説明会】

（オンライン開催：Microsoft Teams）

対象種別		開催日	時間	受付
建設業	第 1 回	11月11日（火）	14:00～16：00	受付可
	第 2 回	1月	14:00～16：00	調整中
	第 3 回	1月	14:00～16：00	調整中

【自動車運転者（トラック）における時間外労働の上限規制に関する説明会】

（オンライン開催：Microsoft Teams）

対象種別		開催日	時間	備考
自動車運転者 （トラック運転者）	第 1 回	12月4日（木）	14:00～16：00	準備中
	第 2 回	1月	14:00～16：00	調整中

会場開催、オンライン開催とも、労働基準監督署の担当官が詳細に説明を行います。

オンライン開催（対象種別：中小企業、建設業及び自動車運転者（トラック））の時間外労働の上限規制等に関する説明会は、Microsoft Teams を使用して実施します。

説明会の運営は、厚生労働省から委託を受けた株式会社読売エージェンシーが行います。

《参加申込方法》

時間外労働の上限規制説明会専用 HP からの申込みとなります。

専用 HP URL <<https://jogenkisei.mhlw.go.jp/>>



＜ご質問・お問合せ先＞

株式会社読売エージェンシー『時間外労働の上限規制に関する説明会事務局』

TEL<03-5226-9911> Mai< jogenkiseisupport@jogenkisei.mhlw.go.jp >

説明会で使用を予定する資料については、岩手労働局ホームページ内に掲載しておりますので、閲覧をお願いするとともに、不明な点等のご質問は、最寄りの労働基準監督署もしくは岩手労働局ホームページ内のチャットボットへお問い合わせ願います。

【案内・資料掲載先】

（案内掲載：🏠 岩手労働局＞業務内容＞労働基準部＞労働基準部監督課＞働き方改革）

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/kantoku/hatarakikatakaikau_00001.html



（資料掲載：🏠 岩手労働局＞労働局について＞業務内容＞労働基準部＞労働基準部監督課担当＞働き方改革関係＞上限規制説明会 資料

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/kantoku/jougenkisei_00001.html



【チャットボットのご案内】

🏠 岩手労働局＞労働基準監督署＞労働基準監督署所在地一覧 | 岩手労働局＞チャットボットのご案内

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukijunkantokusho_iwate.html



説明会へ参加出来ない事業場の方につきましては、監督署の労働時間相談・支援班の担当者が個別に訪問し、時間外労働の上限規制に関する説明及び相談等に対応しております。

ご希望の方は所轄の労働基準監督署へご連絡願います。

各労働基準監督署の労働時間・相談支援班への個別訪問連絡先

監督署名	連絡先（電話）	連絡先（e-mail）
盛岡労働基準監督署	019（604）2530	moriokarouki@mhlw.go.jp
宮古労働基準監督署	0193（62）6455	miyakorouki@mhlw.go.jp
花巻労働基準監督署	0198（23）5231	hanamaki-kantokusho@mhlw.go.jp
釜石労働基準監督署	0193（23）0651	kamaishi-kantokusho@mhlw.go.jp
一関労働基準監督署	0191（23）4125	ichinosekirouki@mhlw.go.jp
二戸労働基準監督署	0195（23）4131	ninohe-kantokusho@mhlw.go.jp
大船渡労働基準監督署	0192（26）5231	oofunatorouki@mhlw.go.jp

※e-mail による個別訪問の申し込みについては、メール本文へ

- ①事業場名、②所在地、③連絡先（電話番号）、④御担当者の職名及び氏名、
⑤個別訪問の希望日時

を付記願います。追って、担当からご連絡させていただきます。